

今後の主なスケジュール

平成28年1月から

マイナンバーの利用開始

社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。
申請者には、個人番号カードの交付も開始します。

平成29年1月から

マイナポータル運用開始

※マイナポータルとは、自宅のパソコンからさまざまな情報を取得できる個人用サイトです。
(マイナンバーを含む自分の情報を、いつ、誰が、なぜ提供したのか確認できます。)

平成29年7月から

地方公共団体なども含めた情報連携を開始

情報連携により、事務が確実かつスムーズになり、国民の負担が軽減されます。

平成27年11月中旬以降から個人番号が通知され、平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されました。今後、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

マイナンバー 1月から利用開始

基礎知識編

1. マイナンバーって何?

マイナンバー(個人番号)とは、住民票を有する住民や企業に付けられる番号のことです。個人番号は12桁、法人番号は13桁の番号になります。

2. どうしてマイナンバーが必要?

マイナンバー制度には「行政の効率化」、「国民の利便性の向上」、「公平・公正な社会の実現」というメリットがあります。

国の機関や地方公共団体などが、社会保障、税、災害対策の分野で活用することにより、スムーズな申告や申請などが可能となります。

平成29年1月から国の行政機関、平成29年7月から地方公共団体で情報連携が始まり、今まで住民票や所得証明などが必要だった手続きに添付する書類を準備する必要がなくなります。

3. マイナンバーが必要なのは、いつ?

平成28年1月から、社会保障、税、災害対策の行政手続きでマイナンバーが必要になります。

4. マイナンバーの取扱いの注意点は?

マイナンバーは、手続きのために行政機関などに提供する場合を除き、むやみに提供することはできません。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律に定められた業務、およびその他市町村が定める条例による行政手続きにしか使えません。

5. マイナンバー制度で個人情報が漏えいすることが心配。また、なりすましなどで悪用されるのでは?

マイナンバー制度における個人情報の取扱いについては、各行政機関などが保有している情報を一箇所で集約する「一元管理」の方法はとりません。情報はそれぞれの機関が保有し、必要とする場合に、その都度情報のやりとりを行います。

また、法律に定めがある場合を除き、マイナンバーの収集・保管を禁止しています。

なりすまし防止のため、マイナンバーを収集する際には、本人確認が義務付けられています。

万が一、マイナンバーが漏えいした場合であっても、マイナンバーだけで各種手続きを行うことはできません。また、マイナンバーが適切に管理されているかを、特定個人情報保護委員会という第三者機関が監視・監督し、

所得税確定申告と町県民税申告の相談窓口を開設します

■ 須恵町役場特設会場

2月16日(火)～2月26日(金) 1階保健センター 9時30分～11時、13時～15時
2月29日(月)～3月15日(火) 3階大会議室 ※土日祝日を除く

会場や日程をご確認ください。

《対象者》

町県民税の申告

- ▶ 町県民税の申告用紙が送付された人
- ▶ 所得がなくても国民健康保険に加入している人
- ▶ 所得がなくても所得証明が必要な人

須恵町役場税務課
2月1日(月)～2月15日(月)
須恵町役場特設会場
2月16日(火)～3月15日(火)

《会場および日程》

所得税の申告

- ▶ 営業・不動産など収支内訳書を添付して申告をする人
- ▶ 住宅借入金など特別控除を受ける人
- ▶ 還付申告をする人
- ▶ 給与や年金がある人
- ▶ 一時所得などがある人

須恵町役場特設会場
2月22日(月)～2月23日(火)
宇美町役場
2月23日(火)～2月24日(水)
志免町役場
2月18日(木)～2月19日(金)

還付申告センター
(志免町シーメイト)
1月28日(木)～1月29日(金)
(9時30分～11時、13時～15時)

須恵町役場特設会場
2月16日(火)～3月15日(火)

※上記以外の期間および譲渡・贈与については香椎税務署で申告してください
※宇美町役場および志免町役場の受付時間は、各役場にご確認ください。

申告に必要なもの

○所得を証明するもの

- ・源泉徴収票や支払調書
- ・所得が給与や年金以外の人、帳簿や経費を証明する書類、領収書、減価償却の計算書

○控除を証明するもの

- ・生命保険や地震保険の控除証明書
- ・国民健康保険や国民年金の領収書
- ・医療費控除の人は医療費の領収書など(領収書の集計は事前に行ってください)

- ・住宅借入金など特別控除の人は必要書類
- ・寄付金控除の人は寄付金の領収書など
- ・身体障がい者の人は身体障害者手帳
- ・災害などに関連する支出がある場合、その領収書など
- その他
- ・印鑑(所得税が発生する人で口座振替を希望する人は口座印)
- ・所得税の還付申告の人は、本人名義の預金口座番号控

▶ 問合せ先 税務課 ☎932-1495(ダイヤルイン) ☎932-1151(代表)
宇美町役場 ☎932-1111(代表) 志免町役場 ☎935-1001(代表)
香椎税務署 ☎661-1031
※志免町シーメイトへのお問合せはご遠慮ください